

開館二十年を経た北海道立文書館

北海道立文書館 靄原美恵子

今から21年前の昭和60年（1985）7月、北海道立文書館は、国の重要文化財に指定されている北海道庁旧本庁舎（通称赤れんが庁舎）の中に、閲覧室、展示室、事務室と3箇所の書庫などを備え誕生しました。重要文化財のため、地下書庫から資料を出納するためのエレベーター設備も許されず、観光シーズンには行き交う観光客の間を縫うようにして資料を運ばなくてはならない悩みもありますが、道の本庁舎が近く交通アクセスも至便です。

北海道立文書館の自慢の一つは、所蔵する古い公文書にあります。文書館が所蔵する記録によれば、明治34年（1901）、赤れんがの建つ庁舎構内に石蔵を建て、ここに幕末から明治中期にわたる北海道関係機関（箱館奉行所、開拓使、札幌県、函館県、根室県等）の文書約2万冊を整理して収めたといいます。これが、現在「簿書」と総称される膨大な公文書群の由来で、現在は1万1千冊ほどの残存となっていますが、近代北海道草創期にあたる激動の30年間に集中し、その史料的价值は全国的にも高く評価されています。このうち箱館奉行所文書は、平成16年に国の重要文化財の指定を受けています。

「簿書」は、開拓使や北海道庁による史書、地誌などのコレクションである「旧記」約2千冊とともに、古くから北海道史研究の基本資料として知られていました。昭和34年（1959）、北海道史の研究者たちが、道の保有する「簿書」「旧記」の保存と活用を求め、図書館に移管するよう北海道議会に陳情、これに対して道は、図書館には移管せず、道が直接公開することを決めました。以来、「簿書」「旧記」ほかの史料は、道の庁内部署で一般道民に提供される時期が続きました。この担当であった文書課史料編集係が、その後総務部行政資料室（のち課）となって赤れんが庁舎内に設置され、北海道立文書館の母体となります。「簿書」は現在もなお、当館で最も多く閲覧されている資料群ですが、こうした資料がまとまって残されたこと、また図書館ではなく、道で直接公開するとした判断が、全国都道府県で10番目という、比較的早い時期での文書館設置につながったといえます。

昭和60年の開設当時は、まだ公文書館法成立前でもあり、公文書館と名乗るよりも、文書館、資料館とする施設が一般的でした。しかし、前身である総務部行政資料課ですでに所蔵していた資料はといえば、前述の「簿書」をはじめ、廃棄文書の中から少しずつ収集

していた道の文書など、公文書が大半を占めていました。当時の資料構成からいえば、公文書館を名乗ってもおかしくない状況でしたが、庁内の内部組織から公の施設として発足した文書館は、公文書のほか、私文書も幅広く収集するという考え方でした。また、近隣に図書館がないこともあって、北海道の歴史を研究するために必要となる刊行物の収集にも積極的でした。文書館は、資料と情報を幅広く集積した歴史資料センターであり、文書に関する専門的な知識を提供する、歴史研究の拠点となることを目指していたからです。

資料の収集ばかりでなく、館外の史料調査にも力を入れてきました。全道200を超える市町村役場をくまなく訪れ、収蔵する古い公文書の調査を行ったことは、公文書が貴重な歴史資料でもあることを、現場の職員に強く印象づけたと思います。私文書についても、個人宅に人知れず埋もれている文書を「発掘」し、所蔵者と市町村に保存の啓発を行いながら所在情報の集積を図るという、道内全域にわたる意欲的な調査を行いました。

しかし、こうした幅広い活動も予算と労力があってのことでしたし、道公文書の確実な収集や、累積する未整理資料の解消、あるいは資料目録のデータベース化など、足もとを固めるために解決しなければならない種々の課題が、次第に重くなっていきました。道公文書の収集については、文書主管課などの理解を得ながら、平成8年にようやく規程改正を果たし、文書館の希望にかなった引き渡しのシステムが整えられました。これにより、館に搬入される文書の点数も格段に増えましたが、文書の表題のみで可否を判断する選別方法の限界や、中間書庫を持たない中での永年保存文書の確保など、作業方法の検討や庁内職員の理解を得るための工夫が、さらに必要になっています。平成15年度からは、道でも電子公文書システムが本格導入されていますが、これを文書館資料に組み入れるための技術的方策も、いまだ研究途上です。

一方で、17年度からは所蔵資料の電子検索システムをスタートさせ、平日のみであった開館日を土曜にも拡大しました。講座などの普及事業も年々拡充しており、歴史研究の拠点とまではいえなくとも、道民に親しまれ活用される文書館をめざした活動を行ってきました。

開館20年目を迎えた昨年、文書館は知事の政策評価の中で、その機能を他の出先機関に移設・統合することを含め、文書館のあり方を早急に検討するよう求められました。道は危機的な財政状況への対策として、大幅な人員削減や組織機構の抜本的な見直しを行うことを表明し、特に出先機関に対しては指定管理者制度の導入や統廃合を強く打ち出したため、出先機関である文書館の去就が注目を集めました。館としては、施設の性格を、歴史資料センター的な役割から、道の公文書を中心とした公文書館的な役割へシフトするとしたうえで、道の公文書を収集し利用提供する以上、文書館は今後も直営で維持運営する必

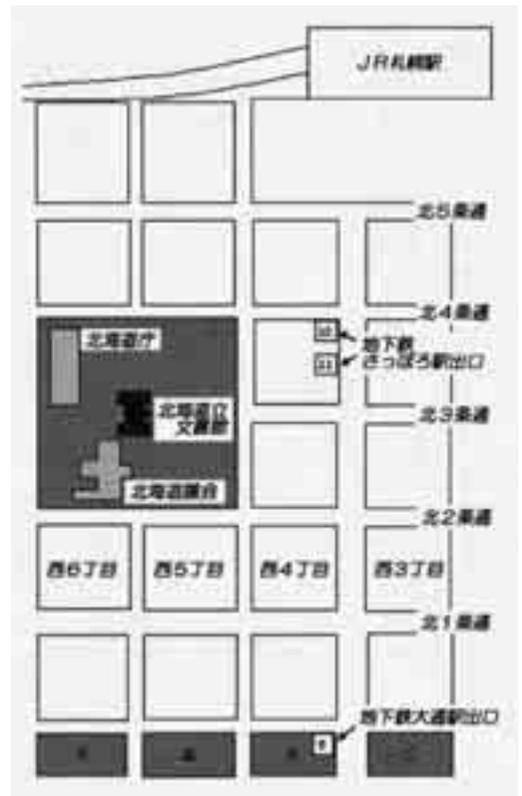
要があることを主張しました。開館以来収集を続けてきた私文書については、関係する市町村で極力保存が図られるよう働きかけ、散逸が危惧されるなど特別の場合を除き原則収集しない、などとする方針を出しました。

こうした道の動きや文書館の示した方向性に対し、文書館の規模縮小を懸念する歴史研究団体などから、事業の維持存続を訴える要望書が、知事と道議会議長にあて次々と提出されました。文書館という施設と、その果たすべき使命について、議会での質問や新聞への寄稿など、道民の目に触れる形で、これまでにない問題提起がなされた1年でした。

今年4月、開館以来独立した出先機関であった文書館は、法制文書課の内部組織となって21年目の再スタートをきりました。19人の職員は12人に削減されましたが、条例設置の公の施設としては維持されました。小さな組織にはなりましたが、これまで寄せられた史料保存への危惧や文書館への期待に応えるためにも、職員が知恵を出しあって、できる限りのサービスを提供し、各方面との連携を一層強めていかなければならないと考えているところです。



写真 北海道文書館



地図